明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件（総務一一九四）　一
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件の一部を改正する件（同一一九五）　三
〔人事異動〕
防衛省　十一
〔公告〕
諸事項　十一
裁判所
破産、免責、再生関係　一一〇
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、平成二十一年度消防団員等公務災害補償等共済基金決算、弁理士登録関係　一一〇
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　一一四
会社その他
会社決算公告　一一七

告示

○総務省告示第二百九十四号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第二項及び電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第八条第一項の規定に基づき、次のとおり伝搬障害防止区域を指定する。

平成二十二年八月十六日

総務大臣　原口　一博

1　電気通信業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　岩手県一関市田村町1―14（74.20） (2)　岩手県一関市舞川字小戸177―2（355.20）	北緯38度55分42秒東経141度07分57秒の地点と北緯38度56分59秒東経141度10分32秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯38度57分02秒東経141度10分38秒の地点と北緯38度57分46秒東経141度12分08秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1)　岩手県奥州市水沢区真城字宮沢68―3（119.30） (2)　岩手県一関市東山町田河津字袴腰1―62（622.60）	北緯39度05分55秒東経141度07分23秒の地点と北緯39度03分15秒東経141度09分15秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯39度03分07秒東経141度09分21秒の地点と北緯39度00分46秒東経141度10分59秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	(1)　岩手県北上市大堤南1―5―2（135.50） (2)　岩手県胆沢郡金ケ崎町西根和光682（333.10）	北緯39度15分44秒東経141度05分58秒の地点と北緯39度11分14秒東経140度59分25秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
4	(1)　岩手県九戸郡九戸村大字江刺家第9地割字嶽81―10（876.60） (2)　岩手県九戸郡軽米町大字小軽米第19地割字玉川74―34（324.30）	北緯40度16分08秒東経141度22分32秒の地点と北緯40度16分33秒東経141度33分27秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
5	(1)　岩手県九戸郡九戸村大字江刺家第9地割字嶽81―10（882.20） (2)　岩手県二戸市浄法寺町八方口31―1（321.00）	北緯40度16分07秒東経141度22分23秒の地点と北緯40度13分53秒東経141度09分28秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
6	(1)　岩手県紫波郡紫波町二日町字向山72（182.40） (2)　岩手県紫波郡紫波町土舘字内川46―1（176.40）	北緯39度33分39秒東経141度10分10秒の地点と北緯39度32分59秒東経141度06分50秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
7	(1)　岩手県久慈市長内町第28地割44―1（142.40） (2)　岩手県九戸郡野田村大字野田字和佐良比山国有林81林班ろ2小班（820.50）	北緯40度10分41秒東経141度47分08秒の地点と北緯40度03分00秒東経141度45分30秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域